

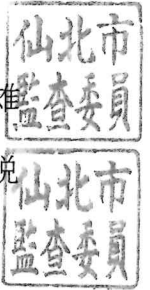
仙 発 監 第 5 3 号

令和 7 年 8 月 8 日

仙北市長 田 口 知 明 様

仙北市監査委員 伊 藤 登 志 雄

仙北市監査委員 小 林 幸 悦



個別外部監査契約に基づく監査について（通知）

令和 7 年 8 月 8 日付、仙医発第 5 4 号で要求のあった、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 6 条第 1 項の規定に基づく仙北市病院事業の事務の執行についての地方自治法第 1 9 9 条第 6 項の監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見は下記のとおりである。

記

仙北市病院事業の事務の執行に係る個別外部監査については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用する地方自治法第 2 5 2 条の 4 1 第 1 項によるものであり、財政の健全化のために改善が必要な事務の執行について専門的な第三者の見地から意見を求めることが経営健全化計画の策定に資するものと思料するため、個別外部監査契約に基づく監査によることが適当である。